

農地所有適格法人以外の法人等による農地の解除条件付き貸借の許可（農地法第3条第3項）

農地の解除条件付き貸借には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。なお、この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○解除条件付き貸借

農地の貸借（使用貸借又は賃貸借）に限り、下記の「農地法第3条の主な許可基準」に加えて次の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人、又は農作業に常時従事しない個人でも『解除条件付き貸借』として、農地を借りることができます。なお、所有権の取得はできません。

- 1 貸借契約の中に農地を適正に利用していない場合、貸借を解除する旨の条件が付されていること。
- 2 地域における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 3 法人の場合、業務執行役員のうち1人以上が耕作等（企画管理労働を含む）に常時従事すると認められること。

○農地法第3条の主な許可基準

【全部効率利用要件】

- ・今回の申請農地を含め、所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的に耕作することができるか

【地域との調和要件】

- ・今回の申請農地について貸借を認めると、周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じることにはならないか

【その他参考要件】

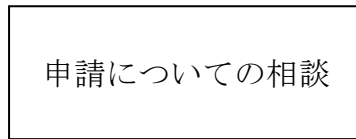
- ・その他、参考となるべき事項

○解除条件付き貸借許可後の利用状況報告

当該貸借の許可を得て、使用貸借権又は賃借権の設定を受けられた場合は、毎年、事業年度終了後3カ月以内にその農地の利用状況について、農業委員会に報告しなければならないことになっていますのでご注意ください。

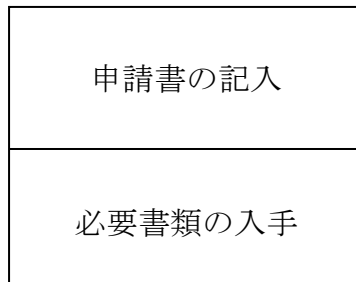
○農地法第3条許可事務の流れ

《申請者の方の流れ》



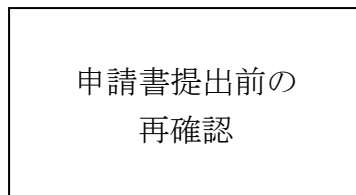
※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

【住所：宇治市宇治琵琶33 Tel：0774-22-3141(代)】

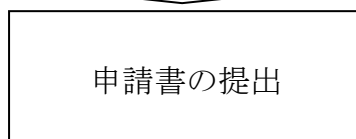


※ 申請内容に応じて申請書（事務局にあります。）をご記入いただきます。記入に当たっては別紙記載例を参照してください。

※ 別添の添付書類一覧表をご確認ください。

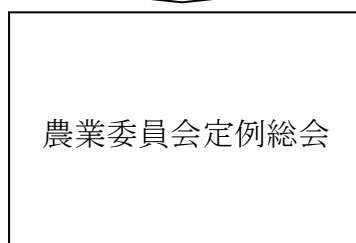
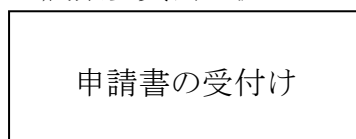


※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や添付書類一覧表でご確認ください。



※ ご足労ですが、農業委員会事務局の窓口までお越しください。

《農業委員会の流れ》



※ 現地調査を実施した上で、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査します。また必要に応じて申請者の方に申請内容の確認を行います。

※ 許可・不許可について、農業委員会の意思決定を行います。

